

ご存知ですか?
介護サービス情報の公表制度

- 介護サービスを利用する際、事業所の比較・検討ができて便利です。
 - 介護サービス事業所の職員体制や利用料金などのほか、“認知症及び認知症ケアに関する従業者の研修を行っているかどうか”“身体的拘束等の排除のための取組みを行っているかどうか”などの情報を公表しています。
- 詳細は、茨城介護サービス情報公表センターのホームページをご覧ください。

<http://park7.wakwak.com/~iba-sinkokai>

《茨城県介護サービス情報公表システム》

介護サービス情報
検索

適切な介護サービスを
比較検討し見つけられます!

このシステムを利用するには、ホームページにある『介護サービス情報検索(左図参照)』をクリックしてください。

就業構造基本調査

10月1日、全国一斉に実施されます

この調査は、5年に一度、全国から抽出された約45万世帯を対象に行われます。調査の対象となる世帯には、統計調査員が調査票の記入をお願いに伺いますので、ご協力をお願いします。

◆対象地区

笠間地区：笠間・来栖・大橋・池野辺・下市毛・稲田の一部

友部地区：旭町・住吉・平町・南小泉・大田町・南友部・中央三丁目の一部

岩間地区：下郷・市野谷・吉岡の一部

◆調査内容

15歳以上を対象に、就業状況や就業に関する希望などについて調査します。

◆問合せ先：情報政策課 統計グループ
(内線565・566)

※記入内容は統計を作るためだけに用いられ、他の目的に使用することは絶対にありません。また、調査員や関係者が調査で知り得た事項を他に漏らすことは法律で禁じられています。

道路交通法の一部改正 (平成19年6月20日公布)

■ドライバーに対する罰則を強化

《酒酔い運転》

現行 「3年以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」
改正 「5年以下の懲役」又は「100万円以下の罰金」

《酒気帯び運転》

現行 「1年以下の懲役」又は「30万円以下の罰金」
改正 「3年以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」

《呼気検査拒否》

現行 「30万円以下の罰金」
改正 「3月以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」

※このほか、高齢運転者の認知機能検査、高齢・聴覚障害運転者標識の表示、後部座席シートベルト着用などが義務付けられ、公布日から1～2年以内に施行されます。

■車・酒の提供者、同乗者に対する罰則を新設

《車両の提供者》

飲酒運転のおそれのある者への車両の提供者
酒酔い 「5年以下の懲役」又は「100万円以下の罰金」
酒気帯び 「3年以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」

《酒類の提供者及び同乗者》

飲酒運転のおそれのある者への酒類の提供者及び、運転者が酒気を帯びていると知りながら車両に同乗した者
酒酔い 「3年以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」
酒気帯び 「2年以下の懲役」又は「30万円以下の罰金」

■ひき逃げ(救護措置義務違反)などの罰則を強化

現行 「5年以下の懲役」又は「50万円以下の罰金」
改正 「10年以下の懲役」又は「100万円以下の罰金」



くつろぎのステーキハウスレストラン

プライムステーキ・リブ
Prime Steak

RIB

水戸市双葉台 4-559-8
TEL : 029-253-1210

<http://www.global-meat.jp>